

無線局免許承継申請書(届出書)

申請を提出する日を記載してください。

令和 年 月 日

中国総合通信局長 殿

事業の譲渡による承継の場合は、上から3番目にチェックしてください。合併・分割による承継後の法人が申請者となります。

収入印紙貼付欄
免許事項証明書1枚あたり480円

- 電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第20条の2に関する手続)
- 電波法第20条第2項、第4項(分割に係る部分に限る。)若しくは第5項(合併に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3に関する手続)
- 電波法第20条第3項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続)
- 電波法第20条第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続)

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請(届出)者

住所	都道府県—市区町村コード [730-8795] 〒 (730-8795) 広島市中区東白島町 19-36	登記されている本社(本店)住所を記載してください。市区町村コードは住所を記載していれば不要です。
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ チュウゴクツウゴウツウシンカブシカイシャ ダイヒョウトリシマヤクシヤチョウ チュウゴク タロウ 中国総合通信株式会社 代表取締役社長 中国 太郎	承継後の法人名、団体名、代表者の役職及び代表者名を記載
法人番号 代理人	法人番号欄は法人のみ法人番号を記載 代理人欄は代理人が提出する場合に記載	
住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (-)	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	

2 承継に係る無線局

現在受けている免許事項証明書の記載内容について記入。

① 識別信号	1 0 0 0 0 0 0 0 1 ~ 1 0 0 0 0 0 0 0 5
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	中K第〇〇〇〇〇号~〇〇〇〇〇号
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	中国電波管理株式会社 (ここは承継前の免許人となります。)
④ 免許の有効期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

①又は②に該当する場合は「有」にチェック。これ以外は「無」にチェック

① 電波法を違反し、罰金以上の刑の執行を終え、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合。

② 電波法を違反し、何らかの処分を受け、その処分の日から2年を経過しない場合。

4 各手続に係る個別事項(注3)(注8)

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③ 合併又は分割の理由

④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 事業の譲受けの理由

(例) 経営上の判断による。

③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

(例) 新法人で引き続き無線局を運用するため。

無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

・ 譲受人が事業を譲り受ける年月日

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 譲受人が法人であるときは、その定款
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

全てにチェックし、該当する書類を添付してください。

(4) 無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 譲渡人が法人であるときは、その定款
- 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムセンツウシンブ リクジョウカ シンセイトウ ヒロシマ デンパロウ 無線通信部 陸上課 申請担当 広島 電波朗
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。
※日中連絡が可能な連絡先を記載してください。